

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

瀬戸市公平委員会委員長 小池 雄三

瀬戸市公平委員会規則第2号

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則を廃止する規則

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成6年瀬戸市公平委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた開示等の請求に係る手続等については、なお従前の例による。